

長野県

精神障がい者地域生活支援の 推進に向けて

長野県では、全2次医療圏に精神障がい者地域生活支援協議会を設置。H26年度末まで、圏域自立支援協議会の精神障がい者の地域移行・地域定着について検討する部会と協働し、県の地域移行コーディネーター設置事業を実施していました。

現在は、各圏域でコーディネーターの役割を担う担当者と、保健・医療・福祉等の連携により圏域の課題を抽出し、課題解決に向けた検討、研修会の開催等に取り組んでいます。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

長野県



取組内容

- ・ 自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会
- ・ 圏域精神障がい者地域生活支援協議会
- ・ 地域生活支援コーディネーター等連絡会議
- ・ 障がい者支え合い活動支援事業
- ・ 研修会の開催 等

障害保健福祉圏域数（R8年4月時点）		10	か所
市町村数（R8年4月時点）		77	市町村
人口（R8年4月時点）		1,959,494	人
精神科病院の数（R8年4月時点）		29	病院
精神科病床数（R8年4月時点）		4,269	床
入院精神障害者数 （R7年6月時点）	合計	3,543	人
	3か月未満（％：構成割合）	803 22.7	人 ％
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	626 17.7	人 ％
	1年以上（％：構成割合）	2,114 59.7	人 ％
	うち65歳未満	836	人
	うち65歳以上	1,278	人
退院率（R5年3月時点）	入院後3か月時点	68.7	％
	入院後6か月時点	82.9	％
	入院後1年時点	90.0	％
心のサポーター養成者数		67.0	人
相談支援事業所数 （R7年4月時点）	基幹相談支援センター数	14	か所
	一般相談支援事業所数	69	か所
	特定相談支援事業所数	306	か所
保健所数（R8年4月時点）		12	か所
（自立支援）協議会の開催頻度（R7年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	3	回／年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R8年3月時点）	都道府県	有	1 か所
	障害保健福祉圏域	有	9 / 10 か所／障害圏域数
	市町村	有	47 / 77 か所／市町村数

年度	取組概要
19～	退院支援コーディネーターの配置（国事業）：4か所 （H15～モデル事業として全国に先駆けて退院支援の専属コーディネーターを4か所に配置。）
20～	「障害者支え合い活動支援事業」（県委託事業）（平成26年度からは当事者団体が受託） 内容：ピアサポート活動（訪問・面接）、地域住民等に対する講演・体験発表等
23～	県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会の設置（実施主体：県） ・障害福祉計画の目標達成に向けた方策についての検討・協議等 ・高齢精神障がい者の地域移行促進のための方策について検討・協議等 ＊ 構成員：精神科病院医師、精神科病院PSW、精神障がい者相談支援事業所代表、当事者・家族、 精神障がい者地域移行コーディネーター、市町村、県関係部署
24～	精神障がい者地域生活支援協議会の設置（実施主体：各保健所） ・地域自立支援協議会との協働、研修会の開催等
25～	精神障害者地域移行コーディネーター設置事業（国事業）は24年度末で終了。 精神障害者地域生活支援コーディネーター設置事業（県事業）を開始する。
27～	①精神障がい者地域生活支援コーディネーター設置事業（県事業）は26年度末で終了。 ・圏域ごとに検討が行われ、障がい者総合支援センター等に専任コーディネーターや地域移行の担当者が配置されることになる。 ⇒県がコーディネーター等連絡会議を開催。情報共有や事例検討をおこない、資質の向上等を図っている。 ②H27県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会に高齢者介護支援関係者を加える。

年度	実施内容
25 26	①精神障害者地域生活支援協議会の設置(各保健福祉事務所)圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障害者支え合い活動支援事業(委託)訪問面接、講演等 ③協議会等(県)・精神障害者地域移行支援部会:年3回 ・精神障害者地域生活支援コーディネーター等連絡会:年3回
27	①精神障がい者地域生活支援協議会の設置(各保健福祉事務所)圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障がい者支え合い活動支援事業(委託)訪問面接、講演等 ③協議会等(県)・精神障がい者地域移行支援部会:年1回 ・圏域ごとの新たな精神障がい者地域生活支援コーディネーター等の連絡会:年4回 障がい者総合支援センターの精神障がい者地域生活支援担当者、保健所の担当者等を参集 圏域間の情報交換・課題の検討、知識・技術を習得するための研修・事例検討
28 ～	①精神障がい者地域生活支援協議会の設置(各保健福祉事務所)圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障がい者支え合い活動支援事業(委託)訪問面接、講演等 ③協議会等(県)・精神障がい者地域移行支援部会:年2回 ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等の連絡会:年2回 障がい者総合支援センターの精神障がい者地域生活支援担当者、保健所の担当者等を参集 圏域間の情報交換・課題の検討、知識・技術を習得するための研修・事例検討

＜R 7 年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R 7 年度当初)	実績値 (R 7 年度末)	具体的な成果・効果
①入院後3か月時点の退院率の上昇	68.9%以上※ (※R8年度までに)	68.7%※ (※R5年度時点)	
②入院時1年時点の退院率の上昇	91.0%以上※ (※R8年度までに)	90.0%※ (※R5年度時点)	・いずれの項目もまた目標を達成できていないが、継続的な支援を行うことで目標値に近づくことが期待される。
③入院期間が1年以上の長期在院患者数の減少	1,927人※ (※R8年度までに)	2,114人 (※R7年度時点)	

【特徴（強み）】

○圏域自立支援協議会の精神障がい者の地域移行について検討する部会では、市町村、精神科病院、障がい者支援事業所、高齢者支援事業所、保健福祉事務所等、圏域障がい者総合支援センター等に所属する地域移行支援コーディネーター等の担当者が参画し、連携して地域の地域移行・地域定着の課題に取り組んでいる。

○ピアサポーターが活動する「障がい者支え合い事業」が19年目となり、地域の精神障がいに対する理解の促進や入院・入所中の支援者として理解が浸透してきている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
○高齢精神障がい者の地域移行が長年の課題である。高齢福祉関係者が圏域で行われる会議や研修会に参加しているが、地域の精神障がい者に対する理解を更に深めるため、引き続き研修会の開催や啓発活動が必要。	・精神障がい者地域生活支援協議会の開催（各保健福祉事務所） ・圏域協議会における研修会等の開催 ・県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会の開催 ・障がい者支え合い事業の実施（ピアサポーターによる相談支援や講演等）	保健	
		医療	
		福祉	
		その他関係機関・住民等	精神障がいに加え、加齢に伴う問題も生じてくるため、高齢精神障がい者の地域での受入が困難な傾向がある。個別支援を行いながら、受入れの体制整備につなげていく。
○ピアサポーター活動の普及啓発と活用場の更なる拡大を図る必要がある	・障がい者支え合い事業の実施 ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等の連絡会議を開催し、各圏域の情報共有を行う。	保健	
		医療	
		福祉	
		その他関係機関・住民等	ピアサポーターの活動が関係者にも十分に知られていない状況があるため、啓発のためにも医療機関や地域など様々な場での活動の機会を持つ。

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (R 8 年度当初)	目標値 (R 8 年度末)	見込んでいる成果・効果
①入院後3か月時点の退院率の上昇	68.7% ※R5年度時点	68.9%以上	・精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができる
②入院後1年時点の退院率の上昇	90.0% ※R5年度時点	91.0%以上	
③入院期間が1年以上の長期在院患者数の減少	2,114人※R7年度時点	1,927人	
④精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数	322.1日※R5年度時点	325.3日以上	

【にも包括構築の体制】

疾病・感染症対策課と精神保健福祉センターが協働し、保健所・精神科病院・相談支援事業所・市町村と連携しながらにも包括の構築を推進。

所管部署名（※）	所管部署における主な業務	連携部署・機関名	連携部署・機関における主な業務
疾病・感染症対策課	精神科救急医療、協議の場を運営	障がい者支援課	相談支援事業、県自立支援協議会の運営等
精神保健福祉センター	相談、普及啓発（研修会の開催、講師 等）	建築住宅課	居住支援協議会を担当。（住宅確保要配慮者に関する情報提供）

（※事務局を担当する部署）

各部門の連携状況		強み・課題等
保健		
医療		
福祉		
その他関係機関・住民等		

※各部門の状況はできるだけ詳しく記載ください

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	既存の会議体を活用している場合はその名称・課題・強み等
精神障がい者地域移行支援部会	保健：保健福祉事務所	2回/年	・協議の場として、課題や現状を確認	・地域移行に関わる多職種の意見を聞くことができる。
	医療：精神科病院			
	福祉：相談支援事業所			
	その他関係機関・住民等：当事者・家族、市町村、県関係機関			
コーディネーター等連絡会議	保健：保健福祉事務所	2回/年	・各圏域における今年度取組状況及び好事例・課題の確認	・他圏域の担当者と情報共有・意見交換をすることで、自圏域の取組に活かすことができる。
	医療：			
	福祉：基幹相談支援センター等			
	その他関係機関・住民等：			
	保健：			
	医療：			
	福祉：			
	その他関係機関・住民等：			

【その他事項】

※協議の場の運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載してください

事業利用予定年数：令和〇年度まで（〇年間）

到達目標
（R〇年度まで）

※継続した事業の実施が必要と考えており、終了年度は現在のところ未定
令和8年度の事業計画は以下の通り

年度	実施内容	具体的な取組
①R8年5月 R8年8月 R9年2月	①精神障がい者地域 移行支援部会の開催	①圏域の課題や今後の取り組み等について協議 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築に向けた協議 等
②R8年7月 R9年1月	②コーディネーター等 連絡会議の開催	②圏域ごとの取り組みや事例についての情報交換 等
③R8年 （時期未定）	③研修会	③研修会の開催